

【神奈川県】

市町村名	Q9	Q10	Q11
横浜市	市内の相談窓口を紹介するホームページを公開しました。	・12月の全国一斉多重債務者相談ウィークに、県との共催による特別相談会を2回開催しました。 ・県下の関係機関や団体を集めて発足した神奈川県多重債務者対策協議会に参加しています。 ・庁内関係部署を集めた会議を随時開催し、庁内の情報共有や連携を図っています。	本市においては、弁護士や司法書士による無料相談を連日開設しております。 今後は、参加している神奈川県多重債務者対策協議会での検討を踏まえつつ、本市においても状況を見極めながら、必要な対応を検討していく予定です。
川崎市		本市では、消費者センターの他に区役所で市民相談として無料で司法書士によるクレ・サラ相談を実施している。 実績 3区役所で実施 10月～3月 計111件(速報値)	多重債務相談プログラムに基づいた相談には、丁寧な聞き取りが必要とされるため時間がかかり、相談員を増やさなければ対応できない。財源の確保が必要であるが厳しい。
横須賀市	消費生活センター発行の「くらしのニュース」NO.109、111で「多重債務に注意」と題して、注意を喚起した。	11月13日(火)多重債務特別相談会を実施した	
平塚市		平成19年12月に神奈川県と連携して多重債務者特別相談会を実施。今後も国・県等と連携を図っていきたい。	特にありません。
鎌倉市	消費生活センターのHPのトップに、多重債務相談を扱うことを掲載。徴収金のある税、国保、市営住宅、保育園等の担当課が未納者に催告書等を発送する際に、サラ金、クレジットなどの借入金の相談を消費生活相談で受ける旨のチラシを同封し、効果を上げている。	相談件数が増加する場合には、弁護士会、司法書士会の協力を要請し、受任可能な相談窓口を整備する。	神奈川県司法書士会は多重債務受託者名簿を整備し、本市では名簿搭載司法書士への相談誘導を積極的に行っている。横浜弁護士会に対してはリストアップの要請を度々行っているが、未整備である。 債務整理後の担当専門家と自治体によるフォローアップのためにも、自治体と少数の専門家との互いに顔の見える関係の構築は不可欠であり、態勢整備に金融庁の強い関与が必要ではないか。 また現状で多重債務相談の対応は、自治体や専門家団体の費用の負担により行われている。これは国と関係業界が負担すべき経費であり、本市などで従来の消費生活相談の精度を犠牲にして行っている多重債務相談の現状は改善されなければならない。
藤沢市	ホームページ上で相談窓口を紹介	横浜弁護士会と連携し、平成20年4月から2回多重債務相談を実施	
小田原市	・ホームページに掲載。 ・相談窓口の具体的な内容を記載したチラシを作成し、庁内関係各課に設置及び配布依頼をした。		
茅ヶ崎市	広報板の活用、関係各課や労働金庫へのチラシ配架、ケーブルテレビ・ラジオ・ホームページでの啓発。 パネル展示、みんなの消費生活展での啓発講座の実施。	関係各課での担当者レベルでの会議、藤沢簡易裁判所の見学、啓発や家計管理・生活再建のための講座、横浜弁護士会や司法書士会からのフィードバックを役立てる。	関係各課やNPOとの連携の強化。多重債務法律相談のキャンセルが多いこと。どこまで後追いするか。生活設計の指導強化。 一度債務整理した人の再発防止。債務整理の費用が高いこと。

【神奈川県】

市町村名	Q9	Q10	Q11
相模原市	市ホームページに掲載、市発行の消費生活情報紙及びチラシの窓口配付	1.平成20年6月から第2、4木曜日に弁護士、司法書士による無料相談実施 2.週1回、消費生活相談員による多重債務に特化した相談を北消費生活センターにて実施	
伊勢原市	市主催事業等でチラシやパンフレットを配布		
座間市	ホームページ	平成20年度から直接相談窓口へ来所時は相談者の債務状況を整理し、事情を聴取した上で、法テラスの相談予約を取ることとした。	座間市においても、弁護士による多重債務相談(無料)を開催してほしい。
南足柄市		足柄上地区広域行政連絡会と県との共催で無料特別相談会	
大磯町		行っていない	特になし
開成町	足柄上地区広域行政連絡会と県との共催で多重債務者無料特別相談会開催記事		
箱根町		税務課職員(収納担当)に多重債務者問題研修会に出席してもらい、基本知識を身につけてもらおうと共に多重債務者を発見した場合には、情報提供をしてもらう等の連携は図っている。	一般職員向けの研修会等を身近な会場で実施願いたい。
真鶴町		他部局で実施している住民相談(福祉課所管)での多重債務者と推定されるケースについては、西さがみ消費生活センターへの引継ぎをすようしている。	人員不足で後期高齢者医療担当者が兼務しており、ほとんど自主的な活動ができない。
湯河原町		町で商工会に委託の法律相談(毎月第2・4水曜、予約制の弁護士相談)	